こちらは昨年度の受験案内です。（参考）
（令和２年度の受験案内は、5月25日から掲載します。）

令和元年度

給水装置工事主任技術者試験

受験の案内

厚生労働大臣指定試験機関
公益財団法人給水工事技術振興財団
〒１６３－０７１２ 東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
小田急第一生命ビル１２階
TEL　０３－６９１１－２７１１（代）
FAX　０３－６９１１－２７１６
ホームページ https://www.kyuukou.or.jp

目　次

１．令和元年度試験フロー図 ―― 1
２．試験期日 ―― 2
３．試験科目及び時間割 ―― 2
４．試験科目の一部免除 ―― 2
５．試験地区（試験予定地） ―― 3
６．試験科目とその主な内容 ―― 3
７．受験資格 ―― 4
８．給水装置工事実務従事証明書の省略申請 ―― 4
９．受験の申込み方法について ―― 5
１０．提出に際しての注意事項 ―― １１
１１．受験票の発送 ―― １１
１２．氏名又は住所等の変更・訂正 ―― １１
１３．受験希望地区の変更について ―― １２
１４．受験にあたっての注意事項 ―― １２
１５．合格者の発表 ―― １３
１６．合格者の発表場所 ―― １３
１７．個人情報の取扱いについて ―― １３

１．令和元年度試験フロー図

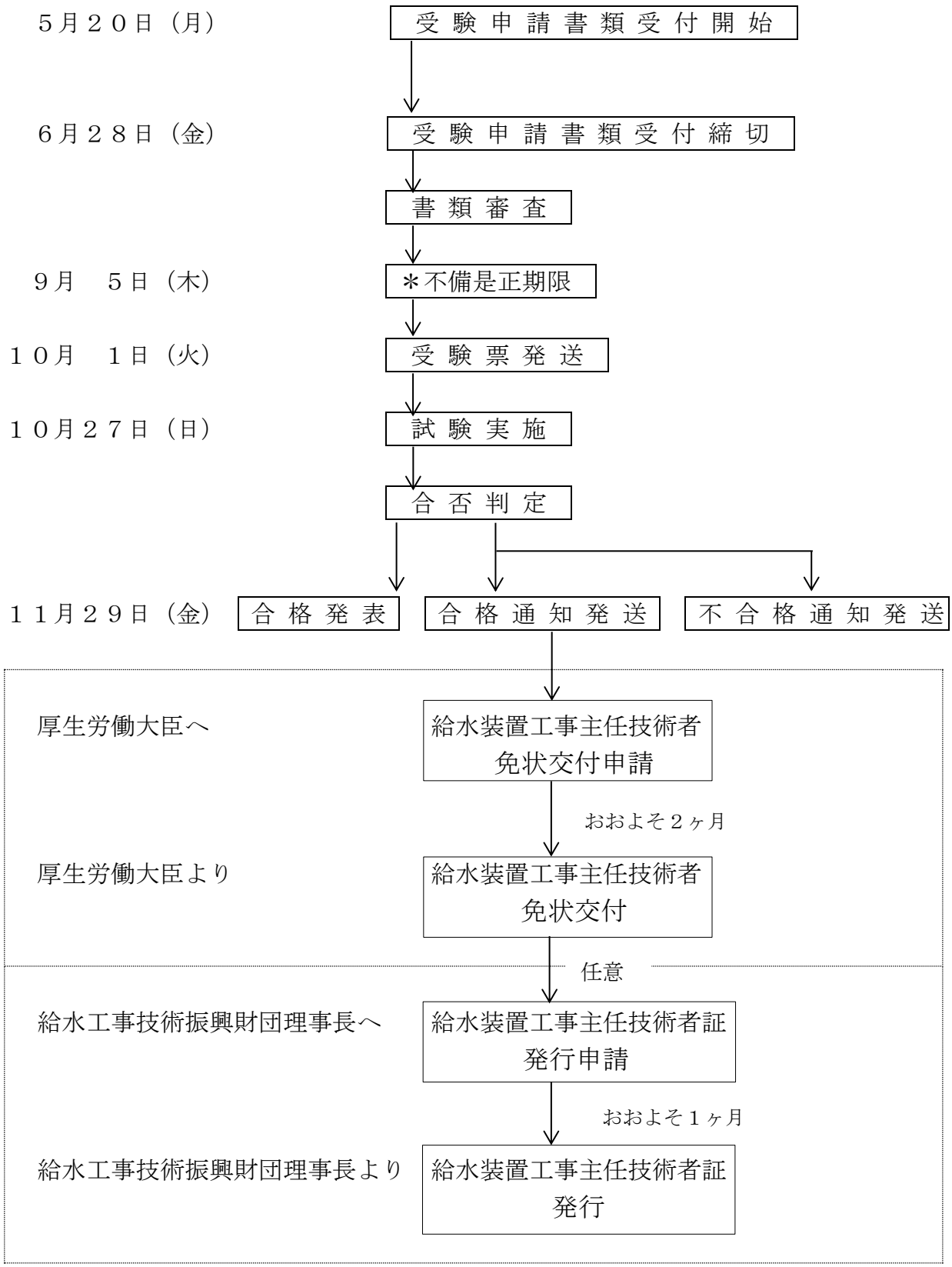

＊この時点で書類の不備が解消しない場合は、受験できません。

２．試験期日

試験日	試験種別	入室時刻	試験開始時刻	試験終了時刻
令和元年 10 月 27 日（日）	学科試験１（全受験者）	9 時 20 分	10 時 00 分	12 時 30 分
	学科試験２（一部免除者以外）	13 時 45 分	14 時 00 分	15 時 00 分

注意：入室時刻までに必ず試験室に入室してください。

事故等で遅れた場合、学科試験１は試験開始３０分後（１０時３０分）まで、学科試験２は試験開始１５分後（１４時１５分）までは入室を認めますが、それ以降は一切認めません。

３．試験科目及び時間割

時　間　割		試　験　科　目　等
学科試験１	９：２０までに入室下さい。 ９：３０～１０：００ １０：００～１２：３０ （１５０分）	受験者集合 受験上の注意事項の説明 学科試験１ 試験科目　「公衆衛生概論」 「水道行政」 「給水装置工事法」 「給水装置の構造及び性能」 「給水装置計画論」 「給水装置工事事務論」
１２：３０～１３：４５ （７５分）		昼　食　・　休　憩
学科試験２	１３：４５までに入室下さい。 １３：４５～１４：００ １４：００～１５：００ （６０分）	受験者集合 受験上の注意事項の説明 学科試験２ 試験科目　「給水装置の概要」 「給水装置施工管理法」

４．試験科目の一部免除

建設業法施行令（昭和３１年政令２７３号）第２７条の３の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る１級又は２級の技術検定に合格した方（**管工事施工管理技士１級又は２級**）は、申請により、試験科目のうち「給水装置の概要」及び「給水装置施工管理法」の免除を受けることができます。（P.6　9-2 を参照）

５．試験地区（試験予定地）

※試験会場の詳細については、令和元年９月上旬に当財団ホームページにて公開予定です。
※関西地区の試験予定地について吹田市としていましたが、諸事情により変更となりました。

・北海道（札幌市）
・東北（仙台市）
・関東（習志野市／東京都杉並区／横浜市）※関東地区内の試験会場（都市）の指定はできません。受験票にてご確認ください。
・中部（名古屋市）
・関西（~~吹田市~~）（大阪市／和泉市）※関西地区内の試験会場（都市）の指定はできません。受験票にてご確認ください。
・中国四国（広島市）
・九州（福岡市）
・沖縄（那覇市）

６．試験科目とその主な内容

試験科目	主な内容
1. 公衆衛生概論	○ 水道水の汚染による公衆衛生問題に関する知識を有していること。 ○ 水道の基本的な事柄に関する知識を有していること。
2. 水道行政	○ 水道行政に関する知識を有していること。 ○ 給水装置工事に必要な法令及び供給規程に関する知識を有していること。
3. 給水装置の概要	○ 給水管及び給水用具並びに給水装置の工事方法に関する知識を有していること。
4. 給水装置の構造及び性能	○ 給水管及び給水用具が具備すべき性能基準に関する知識を有していること。 ○ 給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準(システム基準)に関する知識を有していること。
5. 給水装置工事法	○ 給水装置工事の適正な施行が可能な知識を有していること。
6. 給水装置施工管理法	○ 給水装置工事の工程管理、品質管理及び安全管理に関する知識を有していること。 ○ 建設業法及び労働安全衛生法に関する知識を有していること。
7. 給水装置計画論	○ 給水装置の計画策定に必要な知識及び技術を有していること。
8. 給水装置工事事務論	○ 工事従事者を指導、監督するために必要な知識を有していること。

※出題数は全部で６０問です。

７．受験資格

給水装置工事に関して３年以上の実務の経験を有する者。
（水道法第 25 条の 6 第 2 項）

７－１．実務経験に該当する業務

１）給水装置とは、水道事業者の配水管から分岐して設けられる給水管と、それに**直結して**設けられる給水用具をいいます。

また、給水装置工事とは、給水装置の設置（新設）又は変更（改造、修繕、撤去）の工事をいい、実務経験には、給水装置の工事計画の立案、給水装置工事の現場における監督その他給水装置工事の施行を計画、調整、指揮監督又は管理する職務に従事した経験、及び、給水管の配管、給水用具の設置、その他給水装置工事の施行を実地に行う職務に従事した経験の他、これらの職務に従事するための技術を習得する見習期間中の技術的な経験も含まれます。

２）メータの交換、取り付け、取り外しの作業は実務経験に含まれます。

７－２．　実務経験に該当しない業務

１）　工事現場への物品の搬入等の単なる雑務及び事務の仕事に関する経験は、実務経験には含まれません。

２）　メータの検針のみの業務は実務経験に含まれません。

３）　浄水場や配水池等の「水道施設」のみの建設工事は、給水装置工事ではありませんので、実務経験には含まれません。また、それらの維持管理業務についても、実務経験には含まれません。

※上記の受験資格に該当しない方が、事実と異なる内容の申請を行った場合は水道法に抵触します。記載事項が事実と異なることが判明した場合、受験の取り消しや証明を行った社名入りでの氏名公表等の処分をすることがあります。

８．給水装置工事実務従事証明書の省略申請

平成２８年度、平成２９年度又は平成３０年度試験の受験票の交付を受けた方は、申請により「給水装置工事実務従事証明書」の提出を省略することができます。

省略を希望する方は、令和元年度試験の受験申請書類の作成に際して、システム上にて平成２８年度、平成２９年度又は平成３０年度試験の受験番号を入力してください。（受験番号は、「受験票」又は「試験結果通知票」に記載されています。）ただし、**受験番号の照会には一切応じません。**受験番号が不明な場合は実務従事証明書の省略はできませんので、再度提出してください。（９－３を参照）

９．受験の申込み方法について

９－１．受験の申込み方法及び受付期間

１）申込方法

給水工事技術振興財団のホームページ（http://www.kyuukou.or.jp）のインターネット申込書作成システムに従って入力し、次のフローに従って申請書類を送付してください。

※画面上の入力のみでは受験申込み完了となりませんので、ご注意ください。

２）受験申請書類の受付期限

受験申請書類の受付は、**令和元年６月２８日の消印のあるものまで**とします。

３）不備書類の是正期限

受験書類に不備があり、９月５日（木）までに是正が完了しない場合は、受験できません。

受験申請書類提出までのフロー

インターネット申込書作成システムを利用してください。システムを利用して　申請書類作成が困難な方は手数料１，５００円にて財団が代行作成致します。ご希望の方は国家試験課までお問い合わせください。

システム入力　システム稼働期間　令和元年５月２０日（月）１０時～令和元年６月２８日（金）１７時

↓

申請書類印刷　◀　案内に従って、氏名等必要な事項を入力します。

↓

申請書類への記入　◀　７ページの記入例に従って記入等を行います。

↓

提出書類を揃える　受験願書・実務従事証明書（省略申請しない方）・顔写真・管工事施工管理技士合格証明書写し（一部免除申請する方）・受験手数料払込後に受け取った振替払込請求書兼受領書又はご利用明細票

↓

申請書類送付　角２型の封筒の表に封筒貼付用紙を貼り付け、簡易書留にて郵送してください。送付後はマイページにて申請書類の処理状況を確認してください。書類に不備があった場合、当財団より連絡させていただきます。

３）システム稼働期間

令和元年５月２０日（月）１０時～令和元年６月２８日（金）１７時

入力に際しての注意

① 必須項目は必ず入力してください。

② 現住所は受験票、結果通知票を送付する住所です。確実に届くよう、正確に入力してください。

③ パスワードは英数字を必ず混在させてください。

④「一部免除申請」と「実務従事証明書の省略申請」を行う場合は、各々に申請が必要となります。両方の申請に該当する方は、各々に入力してください。

９－２．一部免除申請をする方

管工事施工管理技士の資格を持っている方は申請することにより、試験科目の一部免除を受けることができます。なお、以前の試験において一部免除申請を行って受験された方も、再度、申請が必要となりますのでご注意ください。

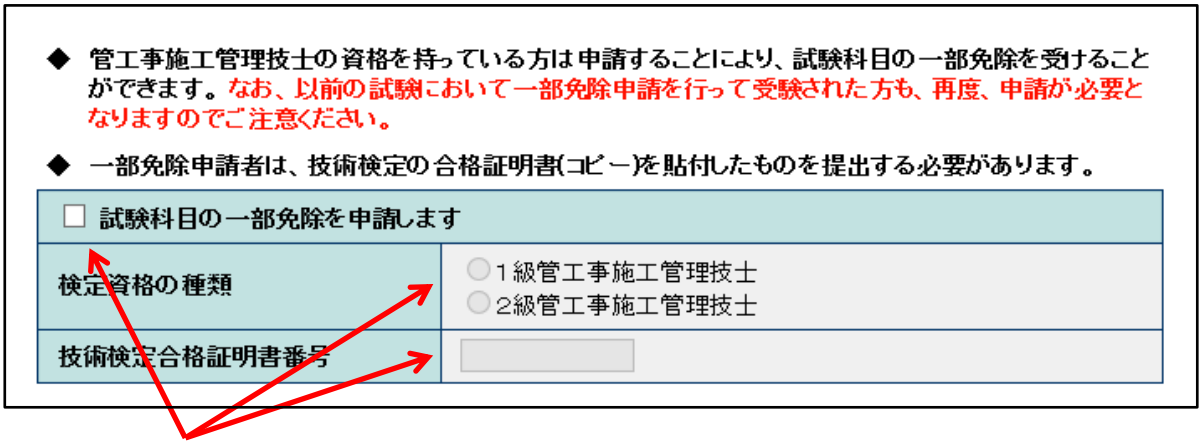

１）チェックを入れ、該当級を選択し、合格証明書番号を入力してください。

２）技術検定合格証明書の写し（コピー）を所定の用紙に貼付したものを提出してください。

９－３．実務従事証明書の省略申請をする方

平成２８年度、平成２９年度又は平成３０年度に受験票の交付を受けた方は、申請することにより実務従事証明書を省略することができます。

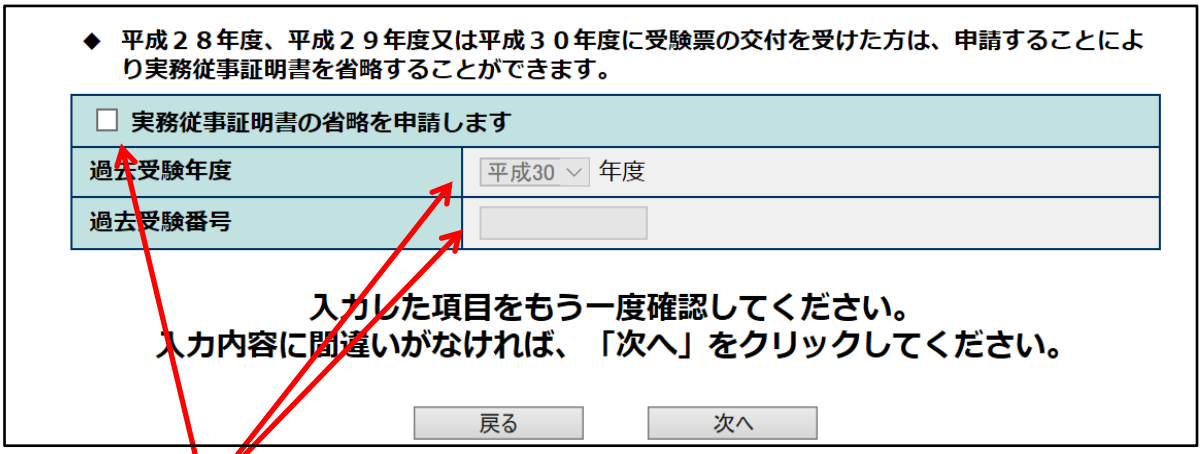

１）　チェックを入れ、該当年度を選択し、受験番号を６桁で入力してください。

９－４．入力情報を確認し、画面を進めると 受験申請書類一式印刷 ボタンが表示されます。 受験申請書類一式印刷 ボタンをクリックすると、「受験申請書類書類様式」がＰＤＦで表示されますので、必ず印刷してください。（両面・拡大・縮小印刷不可。）

下段にはマイページを利用する際のユーザーＩＤとパスワードが表示されます。

なお、ユーザーＩＤ、パスワードの照会には一切応じませんのでご注意ください。

９－５．申請書類の作成に当たっての注意事項

下記の①～⑨を必ず行ってください。（消せるボールペンは使用不可）

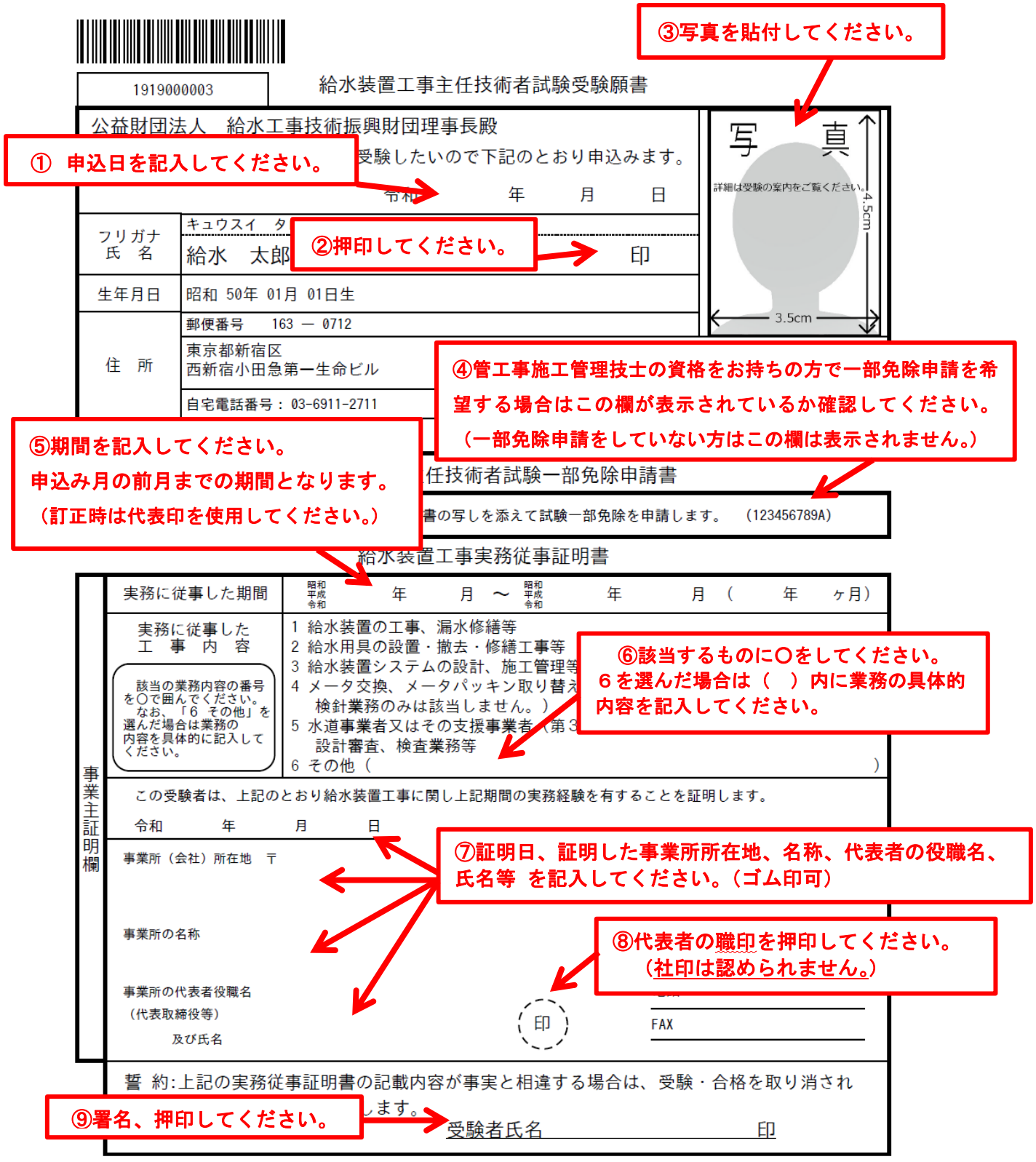

注意　1．受験資格の有無について判断するため必要がある場合は、さらに実務従事の事実を立証できる証明書等の提出を求めることがあります。
2．実務経験が２事業所（会社）以上にわたる場合はそれぞれの証明書が必要であり、経験年数は合計３年以上なければなりません。その場合、各々の会社の証明書を提出してください。
3．事業主の証明は、代表者（代表取締役、支店長、支社長等）の職印を押してください。なお、個人経営等により職印がない場合は、実印を押してください。
4．訂正した個所には、使用した代表者の印を押印してください。

※財団記載欄
追加実務証明（　有　・　無　）
年　　ヶ月

1）受験申請書に添付する写真についての注意点

※次の内容を確認のうえ貼付してください。

①顔がはっきりと写っているもの
②写真サイズ：縦 4.5cm× 横 3.5cm（縁なし）
③顔サイズ：縦 3.0cm 以上のものを使用すること。
④脱帽
⑤無背景
⑥６か月以内に撮影したもの
⑦デジタルカメラで撮影した場合は写真専用紙を使用すること。
⑧裏面に撮影年月日，氏名を記入すること。

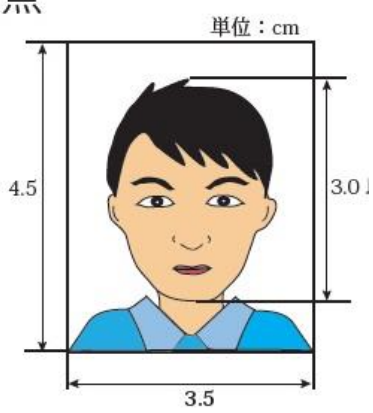

※下記の不適当な写真例及び不適当と判断した場合は再度撮り直して再提出していただく場合がございます。

不適当な写真例

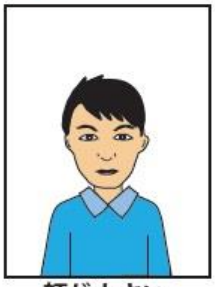
顔が小さい

背景があるもの

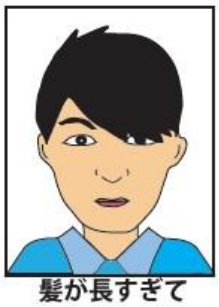
髪が長すぎて
顔が隠れるもの

暗くて顔の判別が
難しいもの

顔の位置が
片寄っているもの

帽子や布やサングラス等で頭部や顔の一部を覆っているもの

加工処理を施し顔が
変わっているもの

背景の色が
濃すぎるもの

頭部が全て写っていないもの

２）実務従事証明書の記入に際しての注意点

※受験資格に該当しない方が、事実と異なる内容の申請を行った場合は水道法に抵触します。記載事項が事実と異なることが判明した場合、受験の取り消しや証明を行った社名入りでの氏名公表等の処分をすることがあります。

① 実務従事証明書は、必要事項を全て記入してください。１か所でも記入漏れがあると不備となります。

② 実務従事期間（水道法第 25 条の 6 で定められた給水装置工事に関する実務の経験 3 年以上）については、申込み時点において３年以上であることが必要です。（申込み時点から試験日までの期間を含めることはできません。）

③ 記入に際し、書き誤り等により訂正を必要とする場合は、証明で使用するものと同じ証明印で訂正してください。修正液の使用や受験者本人の印による訂正は認められません。

④ ２事業所以上にわたって実務従事証明が必要な方は、財団ホームページに表示のある 追加用実務従事証明書 ボタンから「追加用　実務従事証明書」を必要な枚数を印刷して提出してください。

３）実務従事証明書の証明印に関しての注意点

① 法人形態をとっている場合

事業主の証明印は、代表者（代表取締役、支店長、支社長等）の職印を押してください。**社印（法人の名称印）は認められません。**ただし、１つの印鑑で法人名と役職名が確認できる場合は、証明印として使用できます。

② 法人形態をとっていない場合

事業主の証明印は、代表者の職印を押してください。個人経営等により職印がない場合は、実印を押してください。（印鑑登録証明書の提出は不要です。）

③ 官公庁が証明する場合

事業主の証明印は、公印（管理者印）を押してください。

④ 実務に従事した事業所（会社）が、解散・廃業等により現存しない場合

解散・廃業年月日を記入の上、当該事業所の長であった者又はこれに準ずる者の個人の実印を押してください。（印鑑登録証明書の提出は不要です。）

【証明印として認められる例】

代表取締役印　支社長印　支店長印　社長印

【証明印として認められない例】

会社印　支社印　支店印

９－６．受験手数料の払込み方法及び注意点

手数料の払込は、「郵便局」窓口に備え付けの「払込取扱票（青色用紙）」を使用してください。この場合において、郵便振替に要する手数料は受験者の負担とします。払込後に窓口から返却される**「振替払込請求書兼受領証」（受付印字されたもの）又はゆうちょ銀行ＡＴＭ「ご利用明細票」の原本（コピー不可）**を払込確認用紙に貼付してください。なお、**受験手数料領収書は受験票とともに１０月１日（火）に発送いたします。領収書の再発行は行いません。**それ以前に必要な方は必ずコピーをとってください。

１）受験手数料　　**１６，８００円**（非課税）

２）払込先（送信先）**※ネットバンキングでの振込はお断りしております。**

口座名義	（公財）給水工事技術振興財団　国家試験
郵便振替口座	００１６０－３－３９５２３９

３）払込取扱票の記入について（下記、記入例を参照のこと。）

① 必要事項を黒のボールペンにより、かい書で正確に記入してください。

② ご依頼人欄には、受験者本人の住所・氏名を記入してください。

なお、会社等で複数の受験者を申し込む場合でも、まとめて振込をせず受験者毎に、個々の氏名で払い込んでください。

４）受験手数料の返却について

① 受験に関する書類の受付後（マイページで『審査が完了しました。10 月 1 日に受験票を発送します。』と表示された以降）は受験手数料を返却いたしません。

② 受験申請書類が未提出の方のうち、年度が変わった後（令和２年４月１日以降）は受験手数料を返却いたしません。

（記入例）

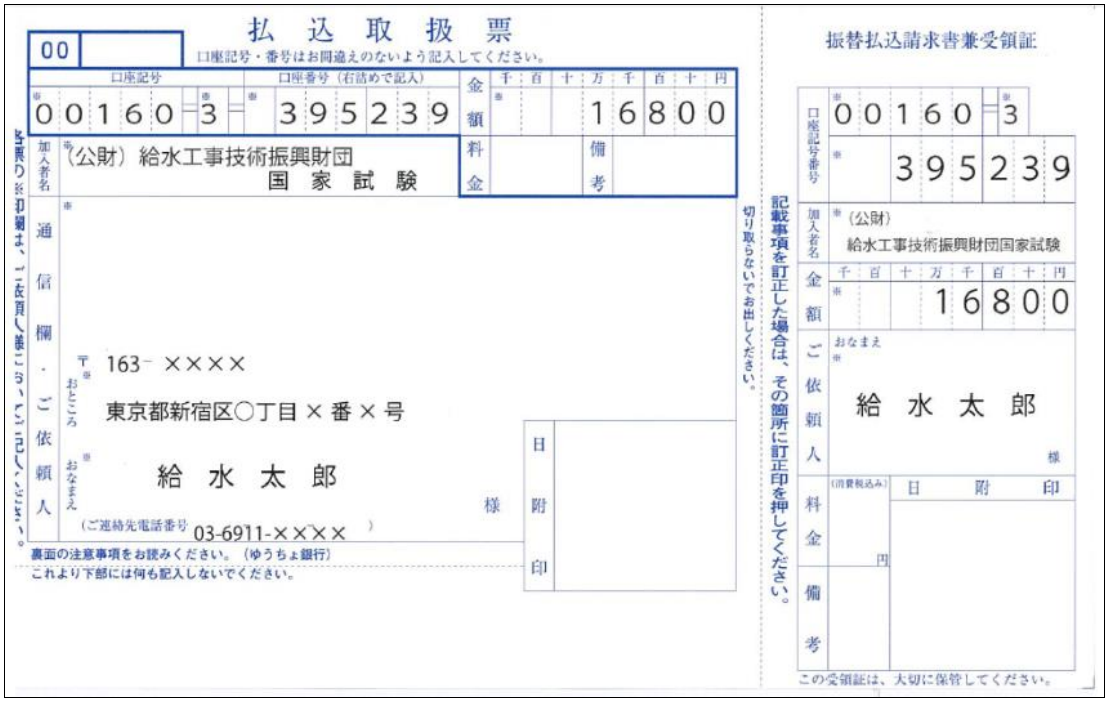

１０．提出に際しての注意事項

１）提出先

〒163-0712　東京都新宿区西新宿二丁目７番１号 小田急第一生命ビル１２階
公益財団法人給水工事技術振興財団 国家試験部国家試験課　行

２）注意点

①書類は令和元年５月２０日（月）から令和元年６月２８日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

②クリップ止めや送付状、クリアフォルダーは付けず、封筒表の左上部が願書のバーコード位置となるよう封筒に入れてください。

③同一封筒による二人以上の申し込みは出来ません。

④やむを得ず受験に関する書類を持参する場合の受付時間は、上記期間中（土、日、祭日を除く）の午前１０時から午後４時までとします。

⑤受験に関する書類の受付後は返却いたしません。

⑥外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書の写し（コピー）など、実務従事期間の滞在を証明できる書類を提出してください。

提出書類が整ったら、出力された「封筒貼付用紙」を角形２号の封筒の表に貼付し、下記の宛先まで簡易書留にて郵送してください。

１１．受験票の発送

１）受験票は、はがきにて令和元年１０月１日（火）に発送する予定です。

２）受験票が届いたら、試験日時、試験会場、交通機関及び受験番号を必ず確認し、破損したり紛失したりしないように大切に保管してください。

３）受験票の再発行は原則として行いませんので注意してください。

４）**受験票が令和元年１０月９日（水）までに届かない場合**は、令和元年１０月１８日（金）までに当財団にお問い合わせください。連絡がない場合は受験できないことがあります。

１２．氏名又は住所等の変更・訂正

１）　氏名又は住所等の変更・訂正など受験に関する書類に記載されている氏名又は住所等に変更が生じた場合は、当財団ホームページ **氏名・住所等変更（訂正）届** 表示のあるボタンから「氏名・住所等変更（訂正）届」を印刷し、記入したものを令和元年９月５日（木）までに当財団の国家試験部国家試験課へ郵送又は**ＦＡＸ（どちらも必着）**してください。

２）それ以降に変更が生じた際には、転居の場合、郵便局に転居届を提出したうえで、国家試験部国家試験課へご連絡ください。

１３．受験希望地区の変更について

受験希望地区の変更は試験当日を含め、原則として認めません。ただし、転勤、転居等のやむを得ない事情で変更を希望される方は令和元年９月５日（木）までに、当財団ホームページに表示のある 氏名・住所等変更（訂正）届 ボタンから用紙を印刷し記入したものを、当財団の国家試験部国家試験課へ郵送又はＦＡＸ（**どちらも必着**）してください。

期日以降、試験当日を含め変更の申し出があっても一切認めません。

１４．受験にあたっての注意事項

１） 受験票は、試験当日必ず持参してください。受験票を持参しない場合には、受験できないことがあります。

２） 筆記用具等の持参

鉛筆（ＨＢのもの）又はシャープペンシル（なるべく芯の太いもの）、鉛筆けずり、プラスチック製消しゴム、定規。

なお、試験中の電卓及び携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末等の電子機器類の使用は一切認めませんので、電源を切ってバッグにしまってください。身に付けている場合は不正行為となることがあります。また、試験会場の教室によっては時計がありませんので時計機能のみの時計をお持ちください。

３） 昼食の持参（試験会場の近くには食堂が少ないので注意してください。）

４） 試験当日は、指定時刻（９時２０分）までに試験会場に集合してください。（時間厳守）入室許可時刻に遅れた方は受験を認めません。

５） その他の注意事項

①受験票裏面の受験者心得を守ってください。

②試験会場への車での来場を禁止します。（周辺の商業施設への無断駐車をした場合は、受験が無効となる場合があります。）

③試験会場は、原則全面禁煙です。

喫煙の事実が発覚した場合は、即時退場となる場合がありますのでご注意ください。

④試験会場への電話照会は、会場への迷惑となりますので絶対にしないでください。また、不明な点については、必ず当財団までお問い合わせください。

６） 試験当日、車椅子等の使用で座席に配慮を求める方は、受験申込の際に当財団までご連絡ください。

１５．合格者の発表

試験の合格者は、令和元年１１月２９日（金）午前１０時に厚生労働省及び当財団の掲示場にその受験番号を掲示して発表するとともに、当財団のホームページ（http://www.kyuukou.or.jp）にも掲載して発表します。なお、ホームページでの掲載発表期間は次年度の試験受付が開始される前までです。

１） 合格者には、はがきにて合格証書を郵送します。免状交付を希望される方は、厚生労働省のホームページより、必要な書類をダウンロードして厚生労働省に申請してください。

２） 不合格者には、その旨を記載した通知書を郵送します。

※合否の通知書が令和元年１２月６日（金）までに届かない方は、令和元年１２月１３日（金）までに当財団までご連絡ください。それ以降の発行は有料となります。（１，７００円）

１６．合格者の発表場所

厚生労働省

〒１００-８０４５　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
中央合同庁舎５号館１階

公益財団法人給水工事技術振興財団

〒１６３－０７１２ 東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
小田急第一生命ビル１２階

１７．個人情報の取扱いについて

この受験申込みで得られた皆様方の個人情報については、この試験業務及び給水装置工事主任技術者証の発行業務のため以外には利用しないとともに、当財団の個人情報保護方針に基づき、適切に管理いたします